

- 健康寿命の延伸や女性の就労意欲等を踏まえ、生涯を通じた女性の社会参画が重要
- 女性が抱える困難な状況や女性に対する暴力等がいまだ解決されず
- 女性が活躍するためには地域の実情に応じた取組が重要

- 人生100年時代において、多様な選択を可能とする社会の構築を目指す
- 困難な状況の解消及び女性活躍を支える安全・安心な暮らしの実現に正面から取り組む
- 「生産性向上・経済成長・地方創生」の切り札としてあらゆる分野における女性活躍を推進

I 安全・安心な暮らしの実現

● 女性に対するあらゆる暴力の根絶

民間シェルター等における被害者支援のための取組促進、DV対応と児童虐待対応との連携強化、加害者更生プログラムを含む包括的な被害者支援体制の構築、ワンストップ支援センターの運営の安定化及び質の向上、セクハラ根絶に向けた対策の推進

● 生涯を通じた女性の健康支援の強化

子宮頸がん・乳がん検診等の更なる推進、更年期における相談等の支援の充実や骨粗鬆症検診の質の向上などライフステージに応じた健康保持の促進

● 困難を抱える女性への支援

様々な困難を抱える女性等のニーズに寄り添って活動しているNPO等の先進的な取組への支援、予期せぬ妊娠等による若年妊婦等への相談支援、養育費の履行確保に向けた取組

II 女性活躍のための基盤整備

● 女性活躍の基盤となるジェンダー統計の充実

地域におけるジェンダー統計の重要性の理解と作成・活用の促進

● 子育て、介護基盤の整備及び教育の負担軽減に向けた取組の推進

待機児童解消や「介護離職ゼロ」に向けた子育て・介護基盤の整備、幼児教育・保育・高等教育の無償化

● 性別にとらわれず多様な選択を可能とするための教育・学習への対応

学校教育段階からの男女共同参画意識の形成を図るためのライフプランニング教育プログラムの開発

● 女性活躍の視点に立った制度等の整備

働く意欲を阻害しない制度等の在り方の検討、男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針の改定

II あらゆる分野における女性の活躍

● 地方創生における女性活躍の推進

女性にとって魅力的な地域づくりに向けた取組の推進、都道府県における官民連携型のプラットフォームの設置・活用促進を通じた女性等の新規就業支援

● 女性活躍に資する働き方の推進、生産性・豊かさの向上に向けた取組の推進

女性活躍推進法の改正により行動計画策定等の義務対象となる中小企業への支援や女性活躍情報の「見える化」の深化、キャリアアップ等を総合的に支援するモデルの開発・普及など中高年女性をはじめとする女性の学び直しや就業ニーズの実現、多様で柔軟な働き方の推進、ワーク・ライフ・バランスやテレワークの推進

● 男性の暮らし方・意識の変革

企業や国・地方公共団体における「男の産休」や男性の育児休業等の取得の推進、男性の家事・育児等への参画に向けた国民の意識の醸成

● 政治分野における女性の参画拡大

諸外国の取組を含めた実態の調査・情報提供、地方公共団体における好事例の収集・展開の実施について検討

● あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成

医師の働き方改革、科学技術・学術分野における女性の参画拡大、女性の起業への支援、ジェンダー投資の推進、女性役員登用の拡大、国際会議における議論への参画と日本の取組の充実及び発信

参考：これまでの女性活躍加速のための重点方針の成果

安全・安心な暮らしの実現

- 女性の健康増進に向けた取組
- ひとり親家庭・多子世帯応援プロジェクトの開始(平成27年度～)
- 民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律(令和元年5月成立)
- 強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等を内容とする刑法の一部改正(平成29年7月施行)
- 性犯罪・性暴力被害者支援交付金の創設(平成29年度)
→性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを全47都道府県に設置(平成30年10月)
- 性犯罪被害相談電話番号の全国統一化(平成29年8月～)
- 若年者を対象とした性的な暴力の根絶に向けた取組の推進
- 「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について」(平成30年6月)

女性の活躍を支える基盤整備

- 保育の受け皿確保に向けた取組
→「子育て安心プラン」を前倒し、令和2年度末までに32万人分の保育の受け皿整備を行う(「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月))
→放課後児童クラブについて、令和3年度末までに約25万人分、令和5年度までに計約30万人分を整備(「新・放課後子ども総合プラン」(平成30年9月))
- 幼児教育・保育・高等教育の無償化
→子ども・子育て支援法の改正(令和元年5月成立)
→大学等修学支援法(令和元年5月成立)
- 介護サービスの基盤整備
→介護人材の確保(25万人分を目標(「ニッポン一億層活躍プラン」(平成28年6月))
- 施行令等の改正により、住民票、マイナンバーカード等への旧姓併記が可能(平成31年4月成立)
- 政令改正・施行により、乳児用液体ミルクの製造・販売が可能(平成30年8月)

あらゆる分野における女性の活躍

<制度等>

- 女性活躍推進法の成立(平成28年4月全面施行)、行動計画の策定義務対象拡大・情報公表の強化等を内容とする改正(令和元年5月成立)
- 公共調達の取組指針に基づく加点評価の取組を開始(平成28年度～)
→国及び独法等の29年度実績:金額 約1兆3,200億円、件数 約1万3,200件
- 地域女性活躍推進交付金の創設(平成29年度～)
- 男女雇用機会均等法等改正
(いわゆるマタハラ防止のための改正:平成29年施行、セクハラ防止対策の強化等:令和元年5月成立)
- 働き方改革関連法(平成30年6月成立)
- 保育所に入れない場合等の育児休業期間の延長等を盛り込んだ育児・介護休業法の改正(平成29年10月施行)
- 「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」(平成26年10月)の策定・同指針を踏まえた取組計画に基づく施策の推進
- 両立支援等助成金(出生時両立支援コース)の創設(平成28年度～)
- 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の成立(平成30年5月施行)

<事業展開>

- 政治分野・経済分野における「見える化」の促進
- 理工系女子応援ネットワークの構築(令和元年5月:194団体)
→夏のリコチャレ(平成30年度実績:123団体165イベント実施 約24,000名参加)
- 役員候補となる女性リーダー育成研修の実施(平成29年度～)
- 学び直しの促進に向け、60時間以上での履修証明書の交付が可能(平成31年4月～)
- 女性起業家等支援ネットワークの構築(平成28年度～、全国10箇所)
- 「イクメンプロジェクト」「さんきゅうパパプロジェクト」「“おとう飯”始めよう」キャンペーンなどにより、男性の家事・育児等の参画促進
- WAW!(国際女性会議)の開催(平成26年～、5回開催)